サプライヤー　サステナビリティ
ガイドライン



株式会社　タチエス

2026 年 9 月　改訂

目　次

1. はじめに.....1
2. タチエスグループのサステナビリティの考え方.....2
3. タチエスグループ　サプライヤー　サステナビリティ　ガイドライン.....3
　3-1. タチエス調達の基本方針.....3
　3-2. モノづくりで共有したいこと.....3
　　3-2-1. 安全.....3
　　3-2-2. 品質.....3
　　3-2-3. 生産.....3
　　3-2-4. 技術.....4
　　3-2-5. 原価.....4
　　3-2-6. 信頼.....4
　3-3. サステナビリティ対象分野.....4
　　3-3-1. コンプライアンス.....4
　　3-3-2. 安全・品質.....5
　　3-3-3. 人権・労働.....6
　　3-3-4. 環境.....7
　　3-3-5. 情報開示.....8
　　3-3-6. サイバー攻撃に対する防御.....8
　　3-3-7. 事業継続計画の策定.....8
4. お取引先様へ.....8
　4-1. 法令遵守.....8
　4-2. 社内体制の強化.....8
　4-3. サプライチェーンへの周知徹底.....9

タチエス　ホームページ

https://www.tachi-s.co.jp/sustainability/society/supply_chain.html#anchor01

１．はじめに

近年、気候変動や人権問題など、企業を取り巻く社会的課題はますます複雑化・多様化しています。こうした中、私たち企業には、単に製品やサービスを提供するだけでなく、サプライチェーン全体を通じて持続可能な社会の実現に貢献する責任が求められています。

当社グループは、「社会とともに持続的に成長する企業」を目指し、環境保全、公正な労働慣行、人権の尊重など、あらゆる側面において社会的責任を果たすべく取り組んでまいりました。

本年 5 月に発表した新中期経営計画 TVE Wave2 2027（2025 年度～2027 年度）では社会的価値と経済的価値の創出を両立するサステナブル社会への当社のコミットメントを示すために 3 つのマテリアリティ※を特定するとともに 2030 年ビジョン※を策定しました。

これに伴い、これまでの「サプライヤーCSR ガイドライン」も「サプライヤー サステナビリティ ガイドライン」へと名称を変更いたしました。

本ガイドラインは、当社のサステナビリティに対する基本的な考え方と、取引先の皆さまと共に取り組むべき事項を明確にしたものです。私たちは、取引先の皆さまと相互理解と信頼を深めながら、サプライチェーン全体で価値を共創し、社会から必要とされ続ける企業でありたいと考えています。

つきましては、本ガイドラインの趣旨をご理解いただき、皆さまの事業活動においても積極的な取り組みをお願い申し上げます。また、皆さまのお取引先にも本ガイドラインの内容をご共有いただき、持続可能な社会の実現に向けた取り組みの輪を広げていただければ幸いです。

今後とも、皆さまと共に歩みを進め、より良い未来を築いてまいりたいと存じます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

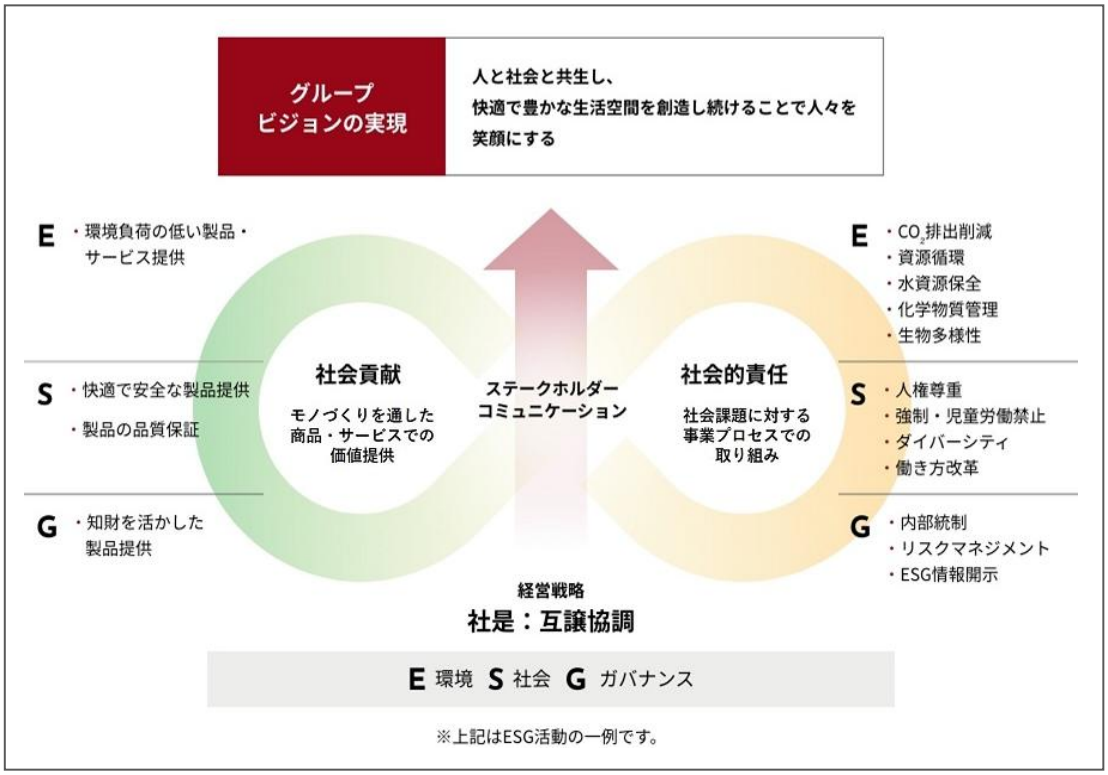
株式会社タチエス
執行役員 調達担当　太田 洋平

※ 3 つのマテリアリティ
① イノベーションと事業を通じた社会課題への対応（価値の提供）
② サステナブル社会の実現への貢献と信頼に基づき選ばれ続ける企業になるための真摯な事業運営
③ 価値創造に向け自律的に行動できる人財と風土の醸成

※ 2030 年ビジョン
社是“互譲協調”に沿い、イノベーションにより提供価値を変革し競争力・収益力を高めると同時に社会課題への対応を通じサステナブル社会の実現に貢献する

2．タチエスグループのサステナビリティの考え方

タチエスグループは、「人と社会と共生し、快適で豊かな生活空間を創造し続けることで人々を笑顔にする」をビジョンに掲げ、ESG を経営の中心に据えた持続可能な社会づくりに取り組んでいます。革新的なモノづくりを通じて社会に貢献するとともに、法令遵守やダイバーシティ推進、環境対策などの社会的責任を果たし、企業としての成長と社会的価値の両立を目指しています。



この実現のため、当社では「社会貢献」と「社会的責任」を果たすことを、ESG の根幹と位置付けています（上図参照）。また継続的な事業活動実現に向けた ESG（Environment/環境, Social/社会, Governance/企業自治）各領域で、適切かつ予防的な施策を実現していく、高感度な組織集団として、「選ばれ続ける企業」を目指しています。

この実現は当社グループ単体ではできず、皆様と緊密な連携をとり、高い視点に立ちつつも具体的な活動を継続的に推進することが不可欠です。
本ガイドラインを通じ、皆様と「サステナビリティ」に関し共通認識をもち、共に社会から存在を期待され成長し続けたいと考えております。

3．タチエスグループ　サプライヤー サステナビリティ ガイドライン

3-1．タチエス調達の基本方針

（1）関連法令を遵守し、適正な売買契約を実践します。
（2）社内外の情報収集と、その共有化を図り、QCD 評価技術の向上に努めます。
（3）取引にあたり、公正・公平な取り扱いを遵守し、相互信頼関係の醸成に努めます。
（4）機密情報の管理を徹底し、漏洩防止に努めます。
（5）人権・労働、安全衛生、環境に配慮した調達活動を推進します。

3-2．モノづくりで共有したいこと

私たちはお取引先様に品質、納入、技術、原価の優れた製品を提供していただきたいと考えております。また、製品を購入されるお客様に、満足していただけるレベルの高い製品を、安定的に提供できるモノづくりのために、一層の BCP 対策・強化が不可欠と考えております。

3-2-1．安全

「安全」がすべてに優先することで、より良いモノを安定して生み出すことができます。
そのためには安心して健康的に働ける職場環境づくりをお願いします。

3-2-2．品質

「品質」で顧客の期待に応えられるように、モノづくりの力を集め、より良い製品を提供していただきたいと考えています。そのためには変化点管理の強化、品質の重要性の社内への浸透、および「取引先のための品質管理基準書」順守をお願いします。

3-2-3．生産

生産性向上に向け、モノづくりの全ての過程で改善活動を行うことが重要です。
そのためには、常に改善の意識を持ち、競争力のある製品を生み出していくことが大切だと考えています。また、常に製品の安定的な供給に努めるとともに、不測の事態においても供給できる様、BCP 対応の構築・強化をお願いします。

3-2-4．技術

環境への関心が高まる中で、自然素材、環境負荷物質フリーの材料など将来を見据えた技術開発や素材の適用が重要になってきます。お客様の期待に沿える提案ができるよう、技術開発をお願いします。

3-2-5．原価

市場競争力のある適正な原価で、原材料、加工、物流などを継続的に提供願います。

3-2-6．信頼

お取引先様と十分な意思疎通、理解/納得のもと、活動を推進し、良好な関係を構築します。

3-3．サステナビリティ対象分野

3-3-1．コンプライアンス

（1）法令の遵守

各国・地域の法令を遵守する。
コンプライアンス徹底のための方針や体制、行動指針・通報制度・教育等の仕組みを整備し、実施する。

（2）競争法の遵守

各国・地域の競争法を遵守して、私的独占、不当な取引制限（カルテル、入札談合等）、不公正な取引方法、優越的地位の濫用等の行為を行わない。

（3）汚職防止

政治献金・寄付等は各国・地域の法令に基づき実施し、お取引先様と透明かつ公正な関係づくりに努める。不当な利益・優遇措置の取得・維持を目的にステークホルダーとの間で、会食、接待・贈答・歳暮や中元等金銭の授受・供与は行わない。

（4）機密情報の管理・保護

顧客・第三者・自社従業員の個人情報、および顧客・第三者の機密情報は正当な方法で入手するとともに厳重に管理し、適正な範囲で利用し保護する。

（5）輸出取引管理

各国・地域の法令等で規制される技術・物品等の輸出に関して、適切な輸出手続き・管理を行う。該非判定（兵器としての利用を意図していないこと、あるいは生産国・地域、の確認）を適切に把握し、報告・共有する。

（6）知的財産の保護

自社が保有あるいは自社に帰属する知的財産権を保護するとともに、第三者の知的財産の不正入手・使用、権利侵害を行わない。

（7）反社会的勢力の排除

経営者から従業員にいたる各人が、反社会的勢力を排除し、断固として関係を遮断する。

この明確な方針をステークホルダーやお取引先様と共有していく。

（8）責任ある鉱物調達

紛争鉱物に対するデューデリジェンスを進め、責任ある鉱物調達に関わる法律を遵守する。

材料や構成部品に含まれる鉱物資源が、人権や環境等の観点で社会的な悪影響を及ぼしていないかを確認する。悪影響が想定または確認された場合は、それら鉱物資源を使用しない方法を推進する。

3-3-2．安全・品質

（1）お客さまのニーズに応える製品・サービスの提供

お客さまのニーズを把握して、社会的に有用な製品を開発・提供する。社会的に有用な製品とは、年齢・性別・身体障害の有無等にかかわらず、誰もが利用しやすい製品。あるいは、省エネ、省資源、環境保全等、環境負荷の少ない製品のこと。

（2）製品・サービスの安全確保

各国・地域ごとに定められた安全法規等を満たした製品・サービスを生産・提供する。

（3）製品・サービスの品質向上

顧客満足度向上の為、継続的に品質を向上させる全社的な仕組みを構築・運用する。

3-3-3．人権・労働

「タチエスグループ人権方針」を理解、支持し、実行に努める。タチエスグループ人権方針

（1）差別の禁止

あらゆる雇用の場面（採用、雇用、昇進、給与、解雇、定年退職、業務付与、懲罰等）において、国籍・人種・民族・出自・思想・信条・婚姻状態・年齢・性別・性的指向・性自認・障がい・雇用形態・その他を理由とした差別を行わない。

（2）ハラスメントの禁止

職場内外におけるいかなる形態のハラスメント（パワーハラスメント、セクシャルハラスメントおよび妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメント等）も許さない。

（3）児童就労の禁止

各国・地域の法令による就労可能年齢に達しない未成年の就労は認めない。
また、いかなるケースにおいても、15歳未満の就労を認めない。

（4）強制労働の禁止

すべての労働は自発的であること、および従業員が自由に離職できることを確実に保証し、強制労働は行わない。

（5）賃金

最低賃金、超過勤務、賃金控除、出来高賃金、その他給付等に関する各国・地域の法令を遵守する。

（6）外国人への配慮

外国人労働者・実習生・研修生等の受入れを行っている場合、当該国の労働関係法令を遵守し、受入れ制度の趣旨に反する行為を行わない。

（7）労働時間

従業員の労働時間（超過勤務を含む）の決定、および休日・年次有給休暇の付与、その他について各国・地域の法令を遵守する。

（8）ステークホルダーとの対話・協議

ステークホルダーと誠実に協議、対話する。
「労働者の結社の自由および結社しない自由」や「団体交渉権」を支持・尊重し、かつ事業活動を行う国・地域の法律及び規則を遵守するとともに、国・地域の法律が同様の権利を保障していない場合でも、「ILO 条約第 87 号（結社の自由）」や「ILO 条約第 98 号（団体交渉権）」や国連の基準・原則に基づきこれらの権利を認める。

（9）安全・健康な労働環境

従業員の職務上の安全・健康を優先とし、労働災害の防止に最善を尽くす。

(10) 地域社会やサプライチェーン上の人権侵害の排除

事業運営に関わる地域の環境への配慮や、サプライチェーン上の人権侵害を排除できるように取組みを継続する。

3-3-4．環境

（1）環境マネジメント

幅広い環境活動を推進するため、各国・地域の法令を遵守するとともに、今後の法令変更に対応するよう努める。全社的な管理の仕組みを構築して、継続的に運用・改善する。

（2）温室効果ガスの排出削減

各国・地域の法令を遵守するとともに、今後の法令変更にも対応するよう努める。
事業活動での温室効果ガスの排出を管理し、削減活動を推進する。
エネルギーの有効活用を行う。

（3）大気・水・土壌等の環境汚染防止

大気、水、土壌等の汚染防止に関する各国・地域の法令を遵守するとともに、今後の法令変更にも対応するよう努める。継続的な監視と汚染物質の削減を行い、環境汚染を防止する。

（4）省資源・廃棄物削減

廃棄物の適正処理・リサイクル等に関する各国・地域の法令を遵守する。資源の有効活用により廃棄物の最終処分量の削減に取り組むと共に、水の消費量削減に努める。

（5）化学物質管理

各国・地域の法令を遵守するとともに、今後の法令変更にも対応するよう努める。環境汚染の可能性がある化学物質等を特定し、安全な管理を行う。各国・地域の法令及び弊社規程で禁止された化学物質を製品に含有しない。
製造工程においても禁止された化学物質は使用せず、各国・地域の法令で指定された化学物質に関しては、排出量の把握・行政への報告を行う。

（6）生態系の保護

事業活動と原材料調達を含む部品製造において、生態系の保護に努める。

※ なお、上記３-３-４．(1)-(6)項に関して、お取引先様に対し情報開示を要求する場合、記録の提出や報告を行うこと。なお製品含有化学物質については、IMDS をもって報告とすること。

３-３-５．情報開示

ステークホルダーへの情報の開示

財務状況・業績、事前活動の内容等の情報をステークホルダーに対し、適宣・適切に開示するとともに、オープンで公正なコミュニケーションを通じてステークホルダーとの相互理解、信頼関係の維持・発展に努める。

３-３-６．サイバー攻撃に対する防御

企業は、サイバー攻撃などからの脅威に対する防御策を講じて、自社及び他者に被害が生じないように管理する必要があります。

３-３-７．事業継続計画の策定

企業は、事業継続を阻害するリスクを特定・評価し、事業への影響の精査と中長期的に必要な事前対策、その取り組み状況をまとめた事業継続計画（BCP）を策定することが必要です。

４．お取引先様へ

４-１．法令遵守

本ガイドラインの遵守、とりわけ法令遵守の徹底をお願いします。

４-２．社内体制の強化

あらゆる法令・規範を遵守するため、適切な社内体制の構築・整備、運用をお願いします。

社内のガバナンスや内部監査を強化し、法令・規範の違反が発生しない風土の構築をお願いします。

4-3．サプライチェーンへの周知徹底

サステナビリティガイドライン、とりわけ、コンプライアンスの遵守については、皆様の調達先・委託先のみならず、サプライチェーン全体へも周知徹底の推進をお願いします。

万が一、お取引先様のコンプライアンス違反が発生した場合、当社への報告及び調査結果・改善計画の提出を至急、お願いします。問題解決及びその適切な処置がされるまでの間、当社は取引及び新規見積依頼を停止することがあります。